

男女共同参画職場づくり事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、男女がともにその個性と能力を発揮し、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場環境づくりの取組について調査を行い、県の入札参加資格審査制度の活用を通じて、職場における男女共同参画を推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象となる企業等は、県の入札参加資格登録をしている、または登録をしようとしている事業者（以下「事業者」という。）とする。

(調査)

第3条 事業者は、「男女共同参画職場づくり調査票」（様式第1号）により、働きやすい職場環境づくりの推進状況についての調査を行い、自らの職場環境について点検し、当該調査票及び「男女共同参画職場づくり取組報告書」（様式第2号）を知事に提出する。

2 知事は、前項の調査票の内容についての確認等を行うため、訪問調査を行うことができる。

(結果の通知)

第4条 知事は、前条第1項の調査票を審査し、男女共同参画職場づくり重点対象項目に該当すると認められるときは、「男女共同参画職場づくり事業に係る認定について」（様式第3号）により、その結果を事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により、認定を受けた事業者の調査票等の内容に虚偽が認められた場合は、認定を取り消すことができる。

(評点の付与)

第5条 知事は、前条第1項の規定により、認定を受けた事業者のうち、県内に主たる営業所を有する建設工事に係る事業者及び物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品の売払い（生産物及び差押えに係るものを除く。）に係る事業者について、県の入札参加資格審査制度において、一定の評点を付与することができる。

(広報及び支援)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により、認定を受けた事業者について、県広報紙、県のホームページへの掲載等により、男女がともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業等として、広く県民等に周知を図るなどの支援を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

男女共同参画職場づくり調査票

事業者（企業）名		提出年月日	年 月 日
常時雇用する労働者の数	男性 人 ・ 女性 人 計 人	直前の事業年度終了日	年 月 日

重点対象項目・内容 (着色欄の該当する箇所に年月日、数値、記号番号を記入するとともに、右の該当項目欄に○を付けてください。)		該当項目	点数
1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 同法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出済み 届出日： 年 月 日 計画期間： 年 月 日 ～ 年 月 日			5
2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定 同法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出済み 届出日： 年 月 日 計画期間： 年 月 日 ～ 年 月 日			5
3 ワークライフバランスに資する制度の導入等 ①女性の登用実績 女性の役職者（係長相当職以上）が過去2年間で10%以上増加し、又は現時点で役職者に占める女性の割合が30%以上であること。 女性の役職者の増加率： % 役職者に占める女性の割合： % ②男性の育児休業実績 過去3事業年度中に、10日以上（出生時育児休業を含む。）を取得した男性従業員が1人以上いること。 期間中の育児休業取得男性従業員数： 人 ③仕事と家庭の両立に資する制度等 育児・介護休業法に規定する内容を上回る制度、措置等として、アからキまでのいずれかを導入していること。 該当する制度、措置等の記号（ア～キ）： ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ （上欄のほか、ア～ウ、キは、各欄の「該当する項目の番号」欄に該当の番号を記入してください。） ア 出生時育児休業について、1から3までのいずれかに該当すること。 該当する項目の番号： ☐ ☐ ☐ 1 合算して4週間（28日間）を超える期間の取得ができること。 2 3回以上の分割取得ができること。 3 分割取得する場合に複数回の休業をまとめて申し出なくてもよいこと。 イ 育児休業（出生時育児休業を除く。）について、1から3までのいずれかに該当すること。 該当する項目の番号： ☐ ☐ ☐ 1 1歳以上の子（父母が共に育児休業を取得する場合には、1歳2か月以上の子）を対象とし、かつ一定の場合には2歳以上の子も対象としていること。 2 子が1歳までは3回以上の分割取得ができること。 3 子が1歳6か月まで又は2歳まではそれぞれ2回以上の分割取得ができること。 ウ 子を養育する従業員について、小学校就学以後の子を養育する者も対象とした1の措置又は3歳以上の子を養育する者も対象とした2から7までのいずれかの措置を実施していること。 該当する項目の番号： ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 1 所定外労働をさせない措置 2 所定労働時間の短縮措置 3 在宅勤務の措置（テレワーク） 4 フレックスタイム制 5 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ 6 事業所内の保育施設の設置運営 7 育児に関する経費の援助措置 エ 子の看護等休暇について、養育する小学校第三学年修了前の子が1人であれば1年度に6日以上、当該子が2人以上であれば11日以上の日数を付与していること。 オ 介護休業について、要介護状態にある対象家族1人につき、合算して93日間を超える期間の取得又は4回以上の分割取得ができること。 カ 介護休暇について、要介護状態にある対象家族が1人であれば1年度に6日以上、対象家族が2人以上であれば11日以上の日数を付与していること。 キ 介護をする従業員について、介護休業とは別に、連続する3年以上の期間において3回以上の利用ができる1から4までのいずれかの措置を実施していること。 該当する項目の番号： ☐ ☐ ☐ ☐ 1 所定労働時間の短縮措置 2 フレックスタイム制 3 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ 4 従業員が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準じる制度 ④職場環境づくりの方針 企業の方針として、女性の能力の活用が不可欠である旨の考え方があり、その考え方が明文化され、管理職をはじめ、従業員に周知されていること。 ※一般事業主行動計画の策定に付随して行う当該行動計画の周知、公表のための措置は除きます。		3①～ ④のうち2つ以上に該当する場合	10

※ 物品供給等に係る事業者については、重点対象項目1及び2の一般事業主行動計画の策定に係る評点はありません。

男女共同参画職場づくり取組報告書

年 月 日

秋田県知事 宛て

事業者（企業）名			
代表者 職・氏名			
許可（業者）番号	※ 県等から付与された番号を記入してください。		
業 種	☐ 建設工事	☐ 物品供給等	※ 該当の業種に○を付けてください。
本 社 所 在 地	〒 - -		
県内営業所所在地	〒 - -		
記 入 者	所属・職	氏 名	
連 絡 先	電 話	- -	
	メ ー ル		

このことについては、別添「男女共同参画職場づくり調査票」のとおりです。

(1) 重点対象項目の該当状況

重 点 対 象 項 目		該当の有無
1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	
2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	
3	ワークライフバランスに資する制度の導入等	
	① 女性の登用実績	
	② 男性の育児休業実績	
	③ 仕事と家庭の両立に資する制度等	
	④ 職場環境づくりの方針	

※ 該当する重点対象項目の「該当の有無」欄に○を付けてください。

(2) 評点付与の希望 ※ どちらかに○を付けてください。

- ☐ ・評点付与を希望する
- ☐ ・評点付与を希望しない

【評点が付与される事業者】

「県内に主たる営業所を有する建設工事に係る事業者」及び「物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品の売払い（生産物及び差押えに係るものを除く。）に係る事業者（物品供給等に係る事業者）」に対し、重点対象項目のいずれかに該当する場合（3のワークライフバランスに資する制度の導入等については、①～④の4項目中2項目以上の該当が必要）に評点が付与されます。

なお、物品供給等に係る事業者については、重点対象項目1及び2の各法に基づく一般事業主行動計画の策定に係る評点はありません。

記号 ―― 番号
年 月 日

様

秋田県知事
(公 印 省 略)

男女共同参画職場づくり事業に係る認定について（通知）

このことについて、男女共同参画職場づくり事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

なお、この認定は、
・ 年度に適用される建設工事入札参加資格審査に反映されるものです。

〔 なお、この認定は、物品供給等に係る競争入札参加資格審査に反映されるものです。
（この認定書の有効期間：通知日以降 2 年間） 〕

認定の内容

重点対象項目	該当状況	評点付与
1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		
2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定		
3 ワークライフバランスに資する制度の導入等	/	
① 女性の登用実績		
② 男性の育休実績		
③ 仕事と家庭の両立に資する制度等		
④ 職場環境づくりの方針		

※「○」の項目が該当

あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課
女性活躍・両立支援チーム
〒010-8570 秋田市山王四丁目 1 番 1 号
電話：018-860-1555 FAX：018-860-3895
E-mail：persons@pref.akita.lg.jp